

## 静岡県医療審議会

### 第1回 静岡県保健医療計画策定作業部会

日 時：平成28年8月30日(火) 午後4時～6時

場 所：グランディエール ブケトーカイ 4階ワルツ  
(静岡市葵区紺屋町17-1)

### 次 第

#### ○ 議 題

##### 1 部会長の選任

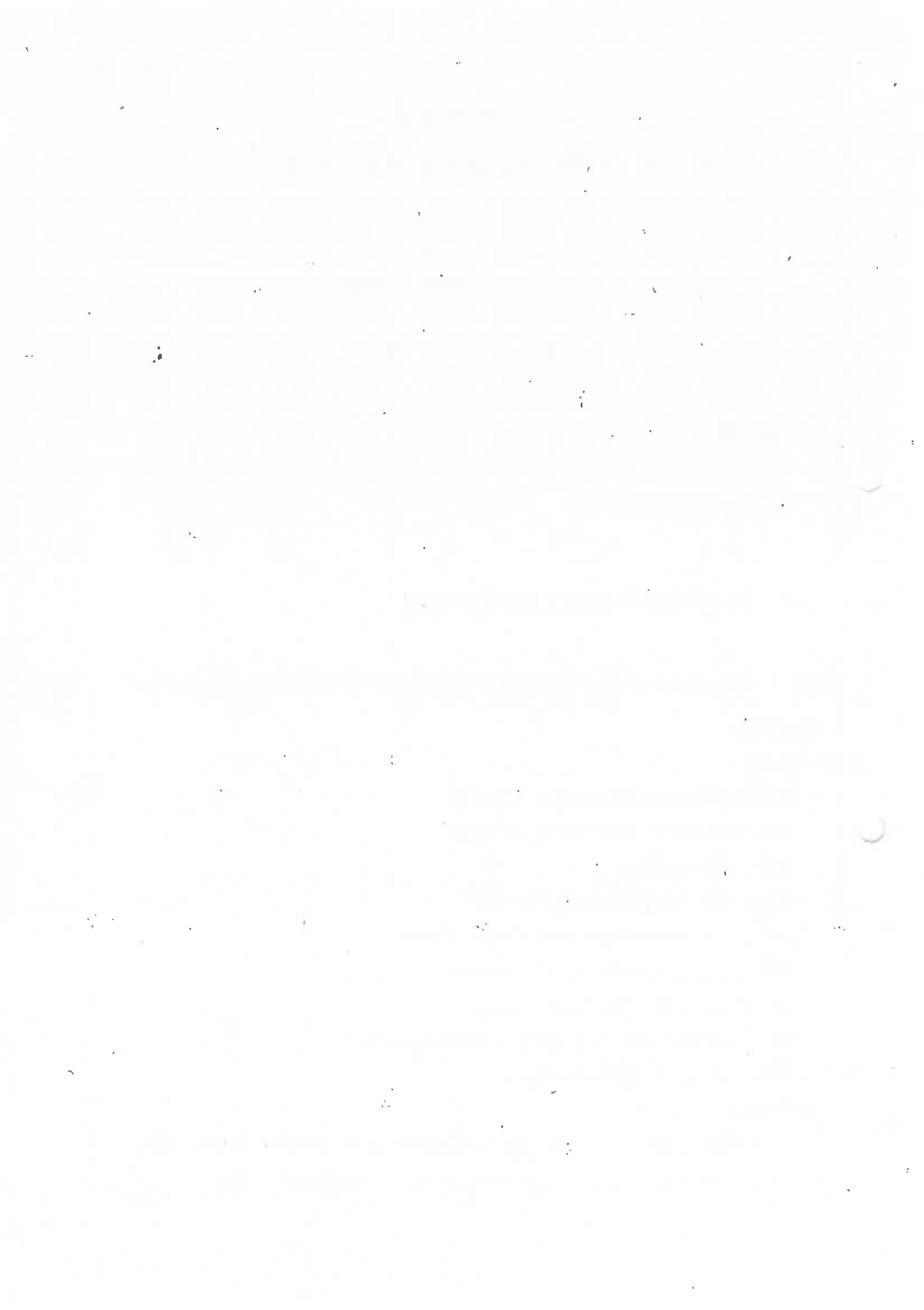
##### 2 第8次静岡県保健医療計画の策定

#### 【配布資料】

- ・座席表
- ・静岡県保健医療計画策定作業部会 委員名簿
- ・静岡県保健医療計画策定作業部会 設置要綱
- ・資料1：部会長の選任
- ・資料2：第8次静岡県保健医療計画の策定
- ・資料3：「地域医療構想調整会議」の設置と検討状況
- ・資料4：平成27年度病床機能報告の集計結果
- ・資料5：構想区域（二次医療圏）の検証
- ・資料6：療養病床を有する医療機関への訪問調査の状況
- ・資料7：地域医療介護総合確保基金

#### (参考資料)

- ・二次医療圏の設定について（厚生労働省「医療計画の見直し等に関する検討会」資料）
- ・疾患別 各構想区域の2025年必要病床数（厚労省「地域医療構想策定支援ツール」より）



## 静岡県医療審議会

### 第1回静岡県保健医療計画策定作業部会 座席表

日時：平成28年8月30日(火) 午後4時～6時、場所：グランディエール ブケトーカイ4階 ワルツ

尾崎 元紀 委員	太田 康雄 委員	森原 彩 医療審議会長	(部会長)	荒堀 寂二 委員	荻野 和功 委員	小野寺 昭一 委員
北村 正平 委員						北村 宏 委員
今野 弘之 委員						木本 紀代子 委員
玉井 直 委員						小田 和弘 委員
徳永 宏司 委員						小林 利彦 委員
細野 澄子 委員						田中 一成 委員
溝口 明範 委員						三橋 直樹 委員
望月 律子 委員						毛利 博 委員

田中 医療政策課 課長代理	石田 医療政策課長	北詰 医療健康局長	後藤 医療健康局 技監	高橋 地域医療課 課長代理	浦田 医療人材室長
清水 介護保険課 課長代理	後藤 長寿政策課長	赤堀 国民健康 保険課長	秋山 疾病対策課長	坂本 健康増進課 技監	福島 健康福祉部 政策監
藤本 賀茂保健所長	竹内 熱海健康福祉 センター所長 <small>兼保健所長</small>	森賀 東部保健所長	黒岩 福祉指導課 参事兼課長代理	岡野 薬事課長	土屋 精神保健 福祉室長
岩間 御殿場健康福祉 センター所長 <small>兼保健所長</small>	永井 富士保健所長	木村 中部保健所長	村田 静岡市保健衛生 医療部理事	安間 西部保健所長	板倉 浜松市健康 福祉部医監
事務局		速記		報道	

傍聴席

傍聴席

**静岡県医療審議会**  
**静岡県保健医療計画策定作業部会 委員名簿**

任期：平成28年8月9日～平成29年8月31日

区分	氏 名	所属団体名・役職名	備 考
審議会委員	太田 康雄	静岡県町村会（森町長）	(市町)
	尾崎 元紀	静岡県歯科医師会専務理事	(医療関係者)
	北村 正平	静岡県市長会（藤枝市長）	(市町)
	今野 弘之	浜松医科大学学長	(医療関係者)
	玉井 直	静岡県病院協会会长	(医療関係者)
	徳永 宏司	静岡県医師会副会長	(医療関係者)
	原田 英之	静岡県国民健康保険団体連合会理事長	(保険者)
	細野 澄子	静岡県薬剤師会副会長	(医療関係者)
	溝口 明範	静岡県精神科病院協会会长	(医療関係者)
専門委員	望月 律子	静岡県看護協会会长	(医療関係者)
	荒堀 恵二	伊東市民病院管理者	(熱海伊東圏域)
	荻野 和功	聖隸三方原病院院長	(西部圏域)
	小野寺 昭一	富士市立中央病院院長	(富士圏域)
	北村 宏	磐田市病院事業管理者	(中東遠圏域)
	木本 紀代子	静岡県慢性期医療協会会长	(医療関係者)
	小田 和弘	伊豆今井浜病院院長	(賀茂圏域)
	小林 利彦	浜松医科大学特任教授	(学識経験者)
	田中 一成	静岡県立総合病院院長	(静岡圏域)
	三橋 直樹	順天堂大学医学部附属静岡病院院長	(駿東田方圏域)
	毛利 博	藤枝市病院事業管理者	(志太榛原圏域)

## 静岡県保健医療計画策定作業部会 設置要綱

### (設 置)

第1条 医療法施行令（昭和23年10月27日政令第326号。以下「政令」という。）第5条の21第1項の規定に基づき、静岡県保健医療計画策定作業部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 部会は、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の4第1項に即した静岡県保健医療計画の策定に資するため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 保健医療計画の策定（地域医療構想の見直しを含む）のために必要な事項
- (2) 地域医療構想推進のために、地域医療構想調整会議の検討状況を踏まえた県内調整等に関する事項
- (3) 次期保健医療計画と次期介護保険事業（支援）計画の策定に関する両計画の整合性の確保に関する事項
- (4) その他、必要な事項

### (招 集)

第3条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、設置後最初の部会は、静岡県医療審議会長が招集する。

### (議 長)

第4条 部会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

### (説明又は意見の聴取)

第5条 議長は、必要と認めるときは、部会に諮って関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶 務)

第6条 部会の庶務は、健康福祉部医療健康局医療政策課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

## 第1回 静岡県保健医療計画策定作業部会

### 資料目次

○資料1：部会長の選任 ..... 1

○資料2：第8次静岡県保健医療計画の策定 ..... 2

○資料3：「地域医療構想調整会議」の設置と検討状況 ..... 5

○資料4：平成27年度病床機能報告の集計結果 ..... 21

○資料5：構想区域（二次医療圏）の検証 ..... 23

○資料6：療養病床を有する医療機関への訪問調査の状況 ..... 28

○資料7：地域医療介護総合確保基金 ..... 30

#### ＜参考資料＞

・二次医療圏の設定について ..... 別冊

・疾患別 各構想区域の2025年必要病床数 ..... 別冊

## 部会長の選任

本部会の部会長について、医療法施行令第5条の21第3項の規定により、委員の互選により選任するものである。

### <医療法施行令>

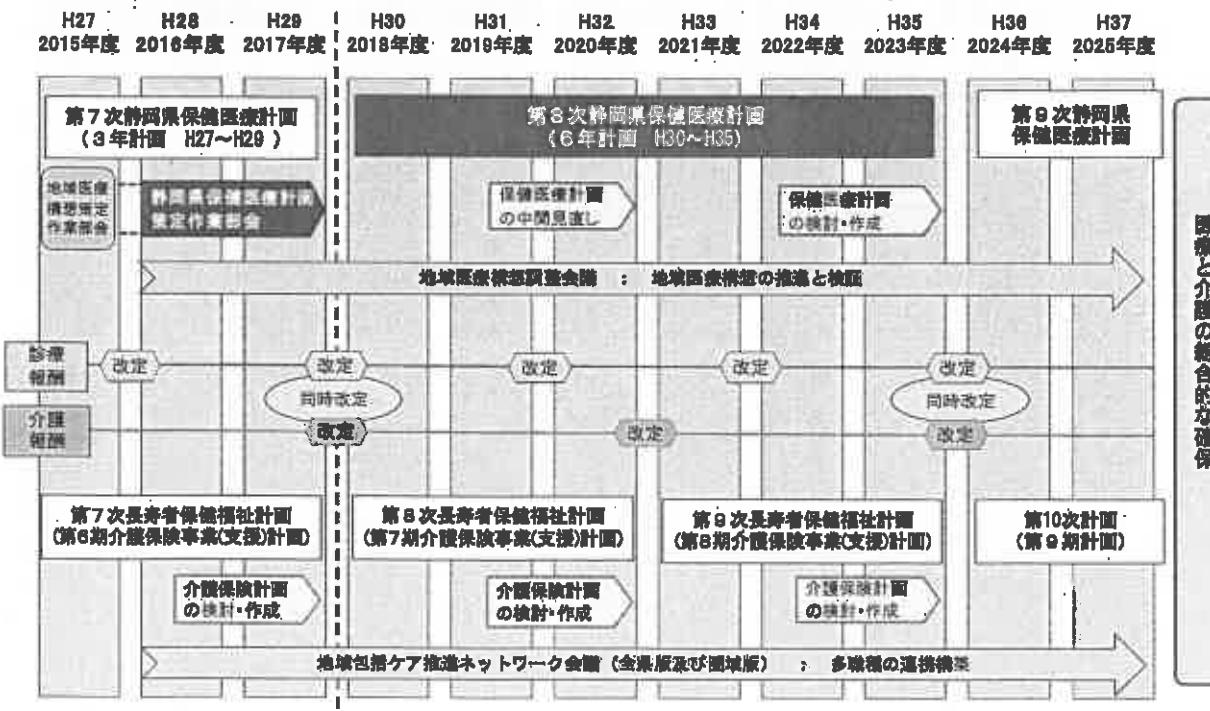
- 第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

## 第8次静岡県保健医療計画の策定

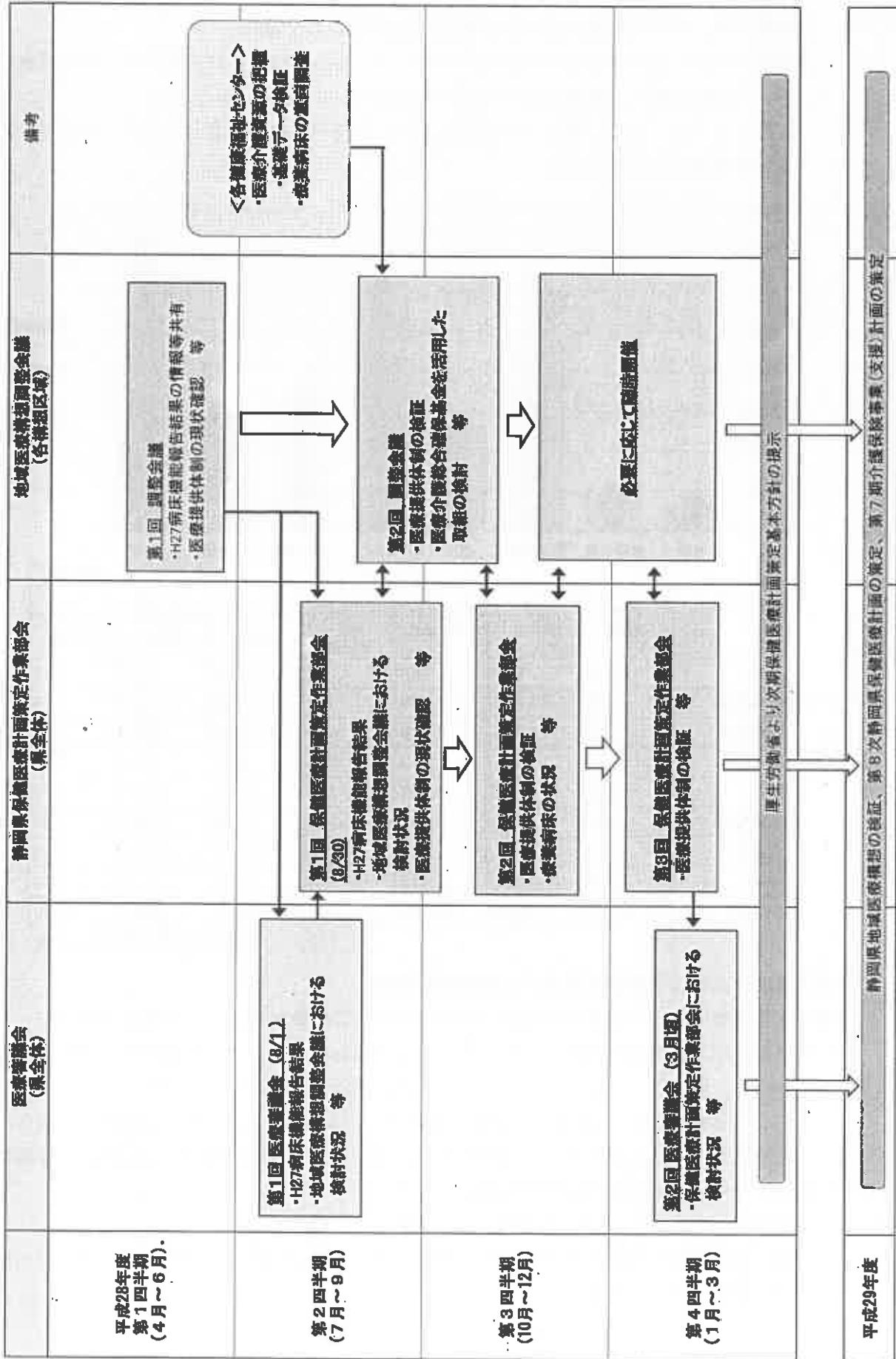
### 1 第7次静岡県保健医療計画（現行計画）の概要

計画期間	平成27年度から平成29年度までの3年間。平成30年度からは6年間。								
2次保健医療圏	入院医療の提供体制を確保するための一体の区域（県下8医療圏）								
基準病床数	<p>病床整備の上限値</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">療養病床及び一般病床</td> <td style="width: 70%;">28,623床（8圏域）</td> </tr> <tr> <td>精神病床</td> <td>6,128床（県全圏域）</td> </tr> <tr> <td>結核病床</td> <td>103床（県全圏域）</td> </tr> <tr> <td>感染症病床</td> <td>48床（県全圏域）</td> </tr> </table>	療養病床及び一般病床	28,623床（8圏域）	精神病床	6,128床（県全圏域）	結核病床	103床（県全圏域）	感染症病床	48床（県全圏域）
療養病床及び一般病床	28,623床（8圏域）								
精神病床	6,128床（県全圏域）								
結核病床	103床（県全圏域）								
感染症病床	48床（県全圏域）								
医療連携体制の構築	<p>7疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、喘息、肝炎、精神疾患）      5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））      在宅医療（在宅医療の体制整備、在宅歯科医療の体制整備、薬局の役割、リハビリテーション）</p>								
圏域別計画	医療資源や住民の健康状態等は圏域ごとに実状が異なることから、地域の状況に応じて、7疾病5事業及び在宅医療に関する圏域別の計画を策定。								
その他	<p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた取組      医療機関の機能分担と相互連携      地域包括ケアシステムの構築ほか</p>								

### 2 第8次静岡県保健医療計画（次期計画）策定と2025年に向けたスケジュール



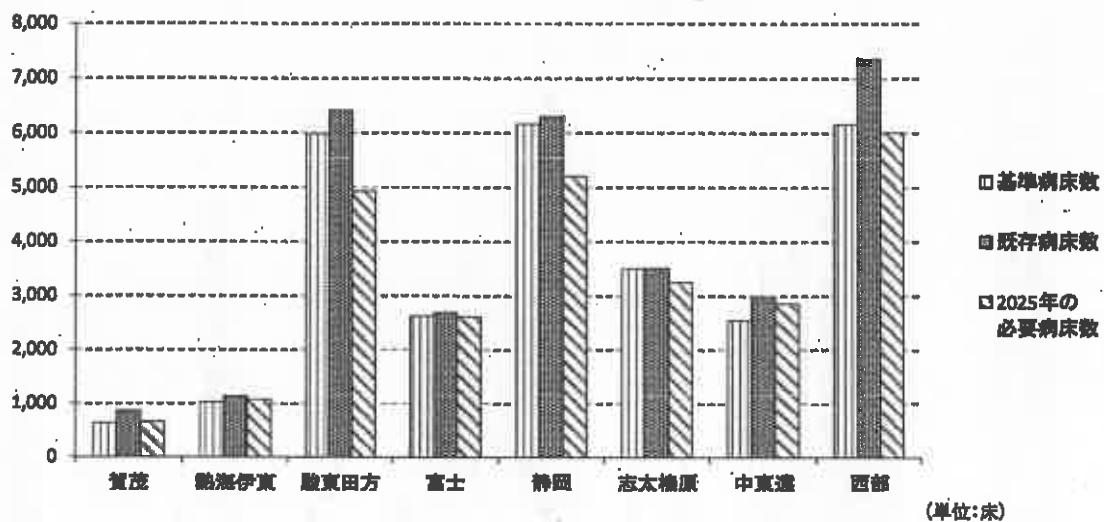
**平成28年度 静岡県地域医療構想、保健医療計画開発スケジュール（予定）**



### 3 次期保健医療計画策定に向けたポイント

#### ○基準病床数、既存病床数と地域医療構想の必要病床数との関係

- ・現行の保健医療計画と地域医療構想において、本県では全ての医療圏で、既存病床数が、基準病床数と必要病床数のいずれをも上回っている。
- ・このことから、まず、将来の医療需要である必要病床数を考慮しながら、医療提供体制を再構築する必要がある。



\*既存病床数はH28.4.30現在

#### ○各医療圏における7疾病5事業と在宅医療の対応

地域医療構想で示した必要病床数及び在宅医療等の必要量を考慮し、各圏域で協議

- ・静岡県保健医療計画に掲げる7疾病5事業と在宅医療について、各圏域内で完結が出来ているか。圏域内で完結が出来ていない場合、それを高めるのか、他の医療圏と連携するのか。(例: 賀茂での急性心筋梗塞・脳卒中・がん医療、富士での3次救急、など)
- ・在宅医療提供体制の構築をどう進めるのか。(例: 医療と介護の連携と住み分け、多職種連携、市町(地域支援事業)の体制整備、など)
- ・精神科医療提供体制についてどのように考えていくのか。
- ・介護療養病床等の制度上の設置期限の到来(H30.3末)に向けて、圏域での必要な慢性期医療の確保をどのようにしていくのか。

等

## 「地域医療構想調整会議」の設置と検討状況

### (概要)

地域医療構想については、医療法第三十条の十四において、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに「協議の場」を設け、地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとされている。

このため、各構想区域等における協議の場として「地域医療構想調整会議」(以下、「調整会議」という。)を設置するとともに、地域医療構想の実現に向けた検討を進めている。

### 1. 調整会議の構成員

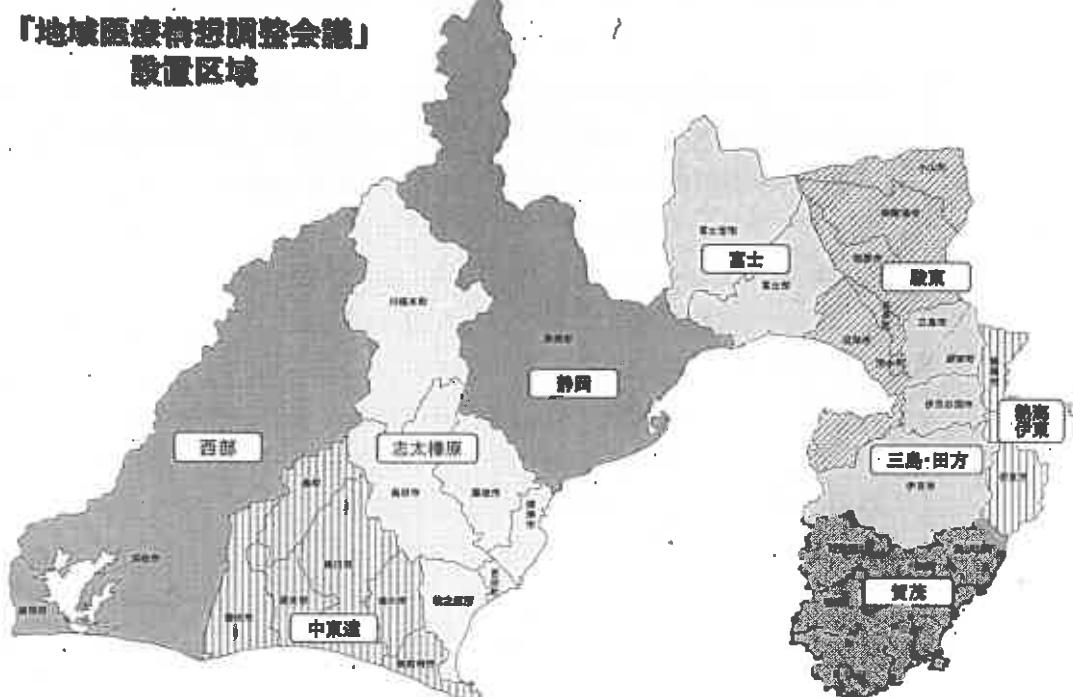
各区域において、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者、市町などから選任

### 2. 調整会議の開催状況

設置区域	議長	開催回数	開催日	構成員数
賀茂	賀茂医師会長	1回	7月6日	18人
熱海伊東	熱海市医師会長	1回	6月29日	20人
駿東	沼津医師会長	1回	6月16日	20人
三島・田方	三島市医師会長	1回	6月20日	18人
富士	富士市医師会長	1回	6月24日	20人
静岡	静岡市静岡医師会長	1回	7月8日	23人
志太榛原	志太医師会長	1回	7月6日	22人
中東遠	小笠医師会長	1回	6月15日	25人
西部	浜松市医師会長	1回	7月5日	22人
計	—	9回	—	188人

(平成28年7月末現在)

### 「地域医療構想調整会議」 設置区域



### 3 第1回調整会議における主な意見等

#### (1) 議題

- ・静岡県地域医療構想の推進
- ・平成27年度病床機能報告の結果
- ・医療提供体制の現状

#### (2) 主な意見

区域名	主な意見
賀茂	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・賀茂圏域の流れとしては2025年の必要数に近づいていると思うが、在宅に対応するには人數的に厳しいところが、今後のこの圏域の一番の課題だと思う。圏域内の訪問看護ステーションは規模が小さく24時間対応は難しいが、#8000のように、在宅で介護しているご家族が困った時に電話で相談することにより、夜中に訪問看護を呼ばなくても済むような仕組みができるないか。</li><li>・圏域外に患者が流出しているので、医療スタッフを充実させ、遠方の病院まで通院している患者を当方で何とか診ることができる体制を作ることを優先したい。</li><li>・西伊豆町や東伊豆町等は隣接圏域の訪問看護ステーションを利用している率がかなり高いが、そのような数字が計画には反映されていない。圏域だけの数字で調整すると、現実と異なったものになってしまうので、今後、このようなデータもこれから調整していく中に入れて検討したい。</li><li>・患者負担がかなり違うため、訪問診療ではなく、敢えて往診にしている開業医も多くいると思うが、そのような数字が計画に反映されていない部分があるので、今後の調整会議で出せればと思う。</li><li>・在宅については訪問診療の需要が高くなるが、病院も訪問診療を充実させてきているので、徐々に増えると思う。</li></ul>
熱海伊東	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・回復期機能については、今の診療報酬上の回復期リハ病棟のイメージが強い。そうするとハードルが非常に高いが、ここでいう回復期とはどのようなものなのか。今と同じものだとすると、とてもこれ程増やせないので、当然変わるものと思われる。大腿骨頸部骨折とか慢性硬膜下血腫など限定的なものが対象で、手足の骨折は入らないし、脳外科疾患の慢性的な部分は入らないが、高齢者がそういう病気を持つと廐用症候群も被ってきて大変治しにくい。回復期に向けてしっかり治すためには、対象疾患を拡げるなどハードルを低くしていかなければ意味がなく、その辺りが明確にならないと議論が嗜み合わないと思う。</li><li>・熱海と伊東が一医療圏であることが無理だと思う。熱海の人口に対して伊東の人口は倍であるが、熱海のベッド数が伊東の倍ある。このような状況で、熱海、伊東が同じ医療圏であることは難しい。また、慢性期病床について、高齢者人口に対してベッドが足りるのかということを、保健所や国は真剣に考えてほしい。同じ意味で言うと、在宅医療について、熱海と伊東の人口配分から言うと伊東に1.5倍のものができないと、また「山を越える医療」に</li></ul>

	<p>なってしまうので、在宅をやっている方はできるだけ伊東でやってほしいと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総論としては非常に良く分かるし、国が進めているプロジェクトなので、それに合わせて何とかやって行かなければならないと思う。熱海伊東で組むこと自体が厳しいのではないかとの意見があったが、例えば、そのような議論まで戻れることが可能なのか。今後、そのような各論の部分に踏み込んでいかなければならないと思う。</li> </ul>
駿東	<p><b>【地域医療構想の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要病床数について急性期は患者住所地としており、賀茂や熱海伊東圏域は急性期病床が不足しているので圏域内に新たに急性期病床を建てて医者を集めなければならないことになるが、本当にそれが現実的なのか？現在それらの圏域の急性期の患者は駿東田方圏域で治療を受けているが、現実に即した計画ではなくて、あくまでも構想の数字で進めていこうということか？必要病床数が目標病床数だと誤解されて、病床過剰であるとか返還しなさいということに直接結びつくことを心配している。</li> <li>・駿東と三島田方と2つに分けて調整会議を開催しているが、二次医療圏全域で出された数字を配分する上で、例えば、二次医療圏で減らすものは駿東で全部減らせというような乱暴な議論が起きないか、心配である。</li> <li>・一般病床の機能区分を高度急性期、急性期、回復期、慢性期と分類するのはわかるが、認知症に当たった場合にはどのように考えたらよいのか？認知症についても決めていただかないと非常に混乱すると思う。</li> </ul> <p><b>【病床機能報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病床機能報告にかかる病床区分は、あくまでも各病院が自主的に選択したものにもかかわらず、その数字を基に病床の目標数を検討するのはおかしいと思う。皆さんが出された数字を見て、今後病床機能の変更を行っていこうと考えるのは腑に落ちない。</li> <li>・病床機能区分については、まだこのような会議で取り上げるにはどうなのか？県が勝手に数字を取り上げているようでどうなのか、という気もする。まだ途上にあるということで理解してよいかと思う。</li> </ul> <p><b>【医療提供体制の現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口動態から病院の医療提供まで盛りだくさんで、この会議で理解するのは争点が広過ぎるのではないか。これで議論しろと言われても、皆さんの議論が、まとまりようがないのではないか。</li> </ul>
三島田方	<p><b>【地域医療構想の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回復期の機能が不足しているが、慢性期を回復期に移行するのは大変であると思う。病床機能報告で急性期と申告しているところが回復期に移行してもらわないと、この地域医療構想は成り立たないと思う。</li> <li>・当院では地域医療構想の議論はしていないが、医師不足が問題である。慢性期にすることで医師がまた来なくなるのではないか、と危惧する。</li> <li>・当院では、回復期を少し増やして一般病床はきちんと確保していきたい。医師が確保できれば、一般病床、急性期を増やしていきたい。療養病床は返上</li> </ul>

	<p>して、一般病床として残していきたい。</p> <p>【医療提供体制の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後は、成人肺炎の患者を入院ではなく在宅で診ていく必要性が高くなしていくのではないか。</li> </ul>
富士	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療養病床を転換して減らしていくと、今度は必要な病床数を確保できなくなり、どこかにしわ寄せが来ることになるのではないか。</li> <li>平成27年度の病床機能報告で高度急性期として出しているのはNICUとICUだが、循環器病棟や脳神経外科等病棟の構成を変えて持つていけるとの思いがある。できるだけ地域で認められる努力はするつもりである。</li> <li>地域包括ケア病棟を作り、そのため急性期病棟が減り、その患者をどうするかを考えており、現状では高度急性期のことまで考えられない状況である。</li> <li>在宅医療が必要な方をどう支えるか、特に医療の情報を共有する部分でスムーズにいっていない。医師会でやっている事業が介護事業として十分使える状況になっているとは思えない。個々のケアマネジャー等ががんばっていることをシステムとして支える状況に持っていくのが課題である。</li> <li>在宅医療推進員の事業を行っており、在宅医療をしていない医療機関を回り問題点の洗い出し、病院での退院支援、地域包括支援センターへの情報提供ができないかと思っている。</li> </ul> <p>【病床機能報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病床機能報告制度は、機能の理解があいまいで、感覚的なものでよいのか報酬点数できちつとするのかどのように考えればよいのか何か答えはあるのだろうか。</li> <li>病床機能についてもう少し明確な基準があれば、将来的な病院の方向性を決めるものとなるので、冷静に実情を合わせて各病院が自分の立ち位置を考えていくべきだと思う。</li> </ul> <p>【医療提供体制の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急搬送について、この資料ではそんなに時間はかかるないことになっているが、メディカルコントロール協議会へ行くと富士圏域は30分以上とか6回以上の問合せが他圏域に比べて多く問題となっているので疑問に思う。</li> </ul>
静岡	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療療養病床25:1と介護療養病床の病床が上手く転換できればいいのか。</li> <li>慢性期病床削減数が3月時点の数と今回と相違があるのはなぜか。</li> </ul>
志太榛原	<p>【地域医療構想の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療養病床の設置期限について、過去には延長された。病院が振り回されないように、県は情報を出してほしい。平成30年から始まる医療介護一体化の診療報酬改定は医療と介護のどこで線引きされるか見ていく必要がある。</li> <li>地域医療構想、地域包括ケアの地域はどの範囲を想定しているか。</li> <li>今後あるべき理想型を示していただきたい。</li> <li>「予算がないからできない」ということでなく、なんとかして事業を推進する方策を考えてほしい。</li> </ul>

	<p><b>【病床機能報告】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト 3000 点以上を高度急性期としているが、病棟単位の報告になっていて、同じ病棟に 100% 3000 点以上の患者がいるのではなく混在している。今まででは ICU のみ報告していたが、外科系の病棟は医療財源を使うので報告に当てた。これから病棟報告については、様々な議論が出てくると思う。</li> <li>・レセプト 3000 点以上は高度急性期としているが、50 人ぐらいの対象者が、様々な科に入院していて、それを集めて 50 人位なので、1 病棟分として報告した。病棟としてまとめるのは無理があるので、この圏域では、高度急性期と急性期を分けずに報告するようにしたらどうか。</li> <li>・DPC のデータを押さえて、将来的には病床機能報告を求めてこなくなるかもしれない。2025 年に最終形を作るということで、だんだんこの議論は終息してくるのではないか。</li> <li>・回復期が足りないといわれるが、成り行きにまかせるのか、ある程度の指導性をもってやっていくのか。</li> <li>・今まで県の会議では、目標とするところは決まっていて、話し合いだけさせるという手法。目標をはっきり示されれば、ディスカッションしてもいいが、示されないとまとまらない。</li> <li>・急性期病棟からの在宅復帰率は高い。無理して回復期病棟に入れなくても、在宅を回復期病床と考えて使うといった発想があってもいい。静岡方式を考えてほしい。</li> </ul> <p><b>【医療提供体制の現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産科・小児科についての議論が欠落していて違和感がある。高齢者の数が増える一方で、生産年齢人口や子どもの数が減っていく。地域の存亡がかかっている。医師、看護師、介護従事者など人材が減る。若者が流出しないような施策が必要。</li> </ul>
中東遠	<p><b>【地域医療構想の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療療養病床 25 対 1 と介護療養病床を廃止又は転換することになると、地域医療構想の慢性期の数が減ってしまうがその点が理解できない。</li> <li>・医療療養病床 20 対 1 を残すが、これは医療保険で行うのか、介護保険に変わらるのか。</li> <li>・在宅医療介護連携情報システムは既存のものか。県医師会のものと県立総合病院が中心に実施しているものがある。これを一本化することはできないか。</li> <li>・当院は両方を使っている。介護連携、多職種連携などみんなで情報を共有するシステムと医療の専門領域で情報を共有する場合はふじのくにネットとなる。明確にしていけば使い分けも可能だと思う。</li> <li>・20 対 1 と 25 対 1 の区分設定が医療の必要度と合っているか、疑問に思っている。例えば、認知症で点滴必要、吸引も必要であるが、25 対 1 には入れられない患者さんは、果たして在宅でやっていけるのか。区分設定を実情に合った形で見直した上で判断が必要ではないかと思う。</li> <li>・高齢化が進む中、それを支える若者の人数が減っていく段階で、果たして在宅医療が実際に目標をクリアできるのか。</li> <li>・在宅医療の地域医療推進事業の中で、在宅医療を伸ばすということで推進員</li> </ul>

を配置して、その人材確保を考えているが、達成できるかはやってみないとわからない。また、医師だけではどうにもならないので、訪問看護ステーションとケアマネジャーの連絡協議会等と連携してやっていかないと先には進まない。現在、行政とどの程度やっていけるかを検討中である。

- ・確かに介護力はだんだん落ちてきて、一人暮らしや老々世帯が非常に増えてきているのは事実であるが、一方で、訪問看護など多職種が関わっていけば、必ずしも家族の介護力がなくても結構在宅で支えられているという実感はある。訪問看護や在宅医療に移行するとき、患者さんは不安であるが、できることからやってみると看取りまで在宅で見られることが、結果としてでている。途中の過程で不安を取り除くのは、在宅医療をバックアップする入院機能が必要と思う。今年の3月から地域包括ケア病棟を導入して、患者や介護者の負担が軽減できている。介護者の家族が中心になって介護しなければ成り立たないという考えを捨てなければ成り立たない。多職種でシステムの中で患者を支えていく形を進めていくことで、ある程度の在宅医療を進めていけるのではないかと思う。
- ・在宅医療で対応できる患者と、入院しなければならない患者の中で、その患者の精神的な問題も大いにある。精神的にコミュニケーションがとれれば家族でも対応できるし、家族以外でも対応できるかもしれないが、高齢者の場合は、コミュニケーションがなかなか取りにくくなっている。とことんやっていくのは非常に厳しいところがあると考えている。
- ・地域医療の推進は、当初は漠然とした部分があるなどの印象であったが、小笠の圏内では多職種連携に関しては具体的になってきたと考えている。

#### 【病床機能報告】

- ・看護師などの医療従事者のデータの情報提供をお願いしたい。

#### 【医療提供体制の現状】

- ・地域医療構想を考える上で、2013年の実績を受けて、2025年において、例えば高度急性期はかなり増えてきている。今後はフリーアクセスで隣接県への流出を呼び戻して、地域完結型でどのように戻すかを、この構想の中で考えていかなければならないとの視点での説明と理解した。

#### 【その他】

- ・当資料を利用し、県民への説明・情報提供と理解促進へ繋げていただきたい。

### 西 部

#### 【地域医療構想の推進】

- ・療養病床の在り方で、厚生労働省が言う住まいの概念がよくわからない。療養環境を整えるものになっておらず、病院というものを存続させるために出してきた案という気がする。厚生労働省が当院の転換型老健に視察に来て「かなり重い方が入所している」という印象を持って帰られた。そういうところに住まいという概念を押し付けてくることは疑問。県からも国に対して具体的な内容をお示しいただけるよう働きかけをお願いする。
- ・介護療養型医療施設というのは名称のとおりあくまで医療施設、しかも病院なので最低基準ではあるが患者100名につき3名の医師の常勤あり。転換型老健にすると入所者100名に対して医師1人。医師1名と医師3名の違いは夜間帯に医師

が配置できるというところ。医師3名がいて夜間帯も早朝帯も当直として医師がいると看取り機能が保たれる。それはどういう意味があるかというと、その人の死についてエビデンスが取れる。特別養護老人ホームとかサ高住とかグループホームとかいろいろなものが出てくるが、やはり死のところに医師がいるか、いないかというのは死の質を保つために重要だと思う。看護師が辞める辞めないと判断基準でも、医師がいると安心感につながる。だから介護療養のほうが老健に比べ離職率が少ない。

- ・多死社会を迎える時代に、この住まい機能にするというのは死の看取りをおろそかにしてしまうので日本人としてのアイデンティが崩れるのではないか。これからは看取りが大事になる。医師の最後の仕事とは死亡診断書を書くこと。そこが劣化するような政策はやめていただきたい。
- ・医療従事者の必要数も試算しているのか。しているのならば提供いただけたとありがたい。
- ・高齢化率は県内非常に差がある。高度急性期では患者は圏域間を移動して受診すれば（短期間だから）よいが、慢性期になると家族の支援も必要であり、なるべく近場で小規模のものが多くあったほうが入院中にサービスができる。浜松市は合併したが合併前ならば差が発生する。構想を進める際には、細かく見ていくようになれば必要な施策も変わってくる。
- ・日本人の死生観が35～40年の間に変わってきている感じがする。2025年以降の死生観は自己選択に変わってくると思う。例えばフランスでは2005年4月22日の法律という、自分の望まないことは一切せず、そのことによって寿命を縮めても医療側を訴追しないという法律がある。日本の場合は医療側を訴追しないという法律は作らないでおいてなんとなく阿吽の呼吸でやっていきなさいという形で流れている。
- ・死というものを若者が意識する時代となってきた。運転免許証の裏に臓器移植関係を確認するだけでも死というものを意識する。死生観が変わってきて望まないことはやらないようになるというような気がする。
- ・慢性期施設に入所する時、急性期になったらどうするのかという意思をはっきり持って、同意書等を書いて死生観を変えていかなければならないと思う。
- ・リハビリテーション病院としては在宅に返すことに全力を尽くしているが、在宅の扱い手がない。軽症の方が再発しないようとか、生き生きトレーナー制度とか、健康な高齢者が高齢者を支える事業を展開している。例えば嚥下障害では肺炎にならないような手立てを早めに打つ。急性期病院からの転院でも急性期でのリハビリをしっかりとなされると軽症で来られるので早く帰しやすい。高齢化の影響で従来のリハビリとは変わってこざるを得ない。関係者で議論して急性期、慢性期、在宅それぞれどの部分で貢献できるか模索している。

#### 【病床機能報告】

- ・医療機関はこのような資料を基に、自主的に方向を決めるよう進む印象がある。

#### 【医療提供体制の現状】

- ・多くの症例があり、一方で在宅はまだまだ足りない。

## 賀茂 地域医療構想調整会議 構成員

No	所属団体名等	役職	氏名
1	◎ 賀茂医師会	会長	池田 正見
2	賀茂歯科医師会	副会長	平野 信之
3	賀茂薬剤師会	会長	八代 由隆
4	静岡県看護協会賀茂地区支部	支部長	高橋 典子
5	下田メディカルセンター	院長	畠田 淳一
6	熱川温泉病院	院長	田所 康之
7	伊豆今井浜病院	院長	小田 和弘
8	下田温泉病院	院長	荒井 充
9	西伊豆健育会病院	院長	仲田 和正
10	ふれあい南伊豆ホスピタル	院長	望月 博
11	社会福祉法人梓友会	理事長	川島 優幸
12	下田市 市民保健課	課長	永井 達彦
13	東伊豆町 健康づくり課	課長	鈴木 嘉久
14	河津町 保健福祉課	課長	川尻 一仁
15	南伊豆町 健康福祉課	課長	黒田 三千弥
16	松崎町 健康福祉課	課長	馬場 順三
17	西伊豆町 健康増進課	課長	白石 洋巳
18	○ 賀茂保健所	所長	藤本 真一

◎：議長 ○：副議長

平成28年8月現在

## 熱海伊東 地域医療構想調整会議 構成員

	所属団体名等	役 職	氏 名
1	◎ 熱海市医師会	会長	鈴木 順
2	熱海市医師会	理事	服部 真紀
3	○ 伊東市医師会	会長	山本 佳洋
4	熱海市歯科医師会	会長	土屋 元雄
5	伊東市歯科医師会	会長	下村 俊宏
6	伊東・熱海薬剤師会(伊東市)	会長	堀野 泰司
7	伊東・熱海薬剤師会(熱海市)	副会長	岡部 敦
8	静岡県看護協会熱海・伊東支部	幹事	馬場 貞子
9	国際医療福祉大学熱海病院	病院長	佐藤 哲夫
10	伊東市民病院	管理者	荒堀 審二
11	熱海所記念病院	病院長	杉浦 誠
12	熱海ちとせ病院	病院長	北谷 知己
13	伊東病院	病院長	勝俣 文隆
14	佐藤病院	病院長	佐藤 潤
15	熱海 海の見える病院	病院長	鈴木 和浩
16	伊東市介護保険事業者連絡協議会	会長	葛城 武典
17	熱海市介護サービス提供事業者連絡協議会	会長	菅野 幸宏
18	熱海市	健康福祉部長	坂本 信夫
19	伊東市	健康福祉部長	下田 健吾
20	熱海保健所	所長	竹内 浩視

◎：議長 ○：副議長

平成28年8月現在

## 駿東 地域医療構想調整会議 構成員

	所属団体名等	役 職	氏 名
1	◎ 沼津医師会	会長	勝呂 衛
2	○ 御殿場市医師会	会長	齋藤 昌一
3	沼津市歯科医師会	会長	岡山 一成
4	駿東歯科医師会	会長	秋山 勇治
5	沼津薬剤師会	会長	渡辺 好司
6	北駿薬剤師会	会長	勝又 英司
7	静岡県看護協会東部地区支部	支部長代行	青木 よし子
8	沼津市立病院	院長	後藤 信昭
9	県立静岡がんセンター	院長	玉井 直
10	静岡医療センター	院長	梅本 琢也
11	有隣厚生会 富士病院	院長	若林 康道
12	東名裾野病院 みしゅくケアセンターわか葉	院長 理事長	木本 紀代子
13	富士山麓病院	院長	清水 允熙
14	沼津中央病院	院長	杉山 直也
15	健康保険組合連合会静岡連合会	副会長	芹澤 義夫
16	特別養護老人ホームぬまづホーム	施設長	杉山 昌弘
17	沼津市	市民福祉部長	真野 みどり
18	御殿場市	健康福祉部長	村松 亮子
19	東部保健所	所長	雜賀 俊夫
20	御殿場保健所	所長	岩間 真人

◎：議長 ○：副議長

平成28年8月現在

### 三島・田方 地域医療構想調整会議 構成員

	所属団体名等	役 職	氏 名
1	◎ 三島市医師会	会長	関 俊夫
2	○ 田方医師会	会長	紀平 章代
3	三島市歯科医師会	会長	鶴巣 暢夫
4	田方歯科医師会	会長	宮内 良二
5	三島市薬剤師会	会長	土佐谷 純子
6	田方薬剤師会	会長	原田 義次
7	静岡県看護協会東部地区支部	支部長代行	塩田 美佐代
8	順天堂大学医学部附属静岡病院	副院長	佐藤 浩一
9	三島総合病院	管理者	前田 正人
10	伊豆赤十字病院	院長	志賀 清悟
11	三島東海病院	院長	渕上 知昭
12	NTT東日本伊豆病院	院長	熊崎 智司
13	三島森田病院	院長	深澤 裕紀
14	健康保険組合連合会静岡連合会	会長	加藤 信雄
15	静岡県老人保健施設協会	幹事	大村 省吾
16	特別養護老人ホーム伊豆ケアセンター	施設長	堀内 和憲
17	三島市	健康推進部長	荻野 勉
18	東部保健所	所長	雜賀 俊夫

◎：議長 ○：副議長

平成28年8月現在

**富士 地域医療構想調整会議 構成員**

	所属団体名等	役 職	氏 名
1	◎ 一般社団法人富士市医師会	会長	磯部 俊一
2	○ 一般社団法人富士宮市医師会	会長	三浦 譲之
3	一般社団法人富士市歯科医師会	会長	大村 伸
4	一般社団法人富士宮市歯科医師会	会長	高木 淳
5	一般社団法人富士市薬剤師会	会長	羽二生尚身
6	一般社団法人富士宮市薬剤師会	会長	中川 喜文
7	公益社団法人静岡県看護協会富士地区支部 (共立蒲原総合病院 看護部長)	支部長	今井 碧
8	一般社団法人富士市医師会理事 私的病院部会 (富士整形外科病院 院長)	部会長	渡邊英一郎
9	富士市立中央病院	院長	小野寺昭一
10	富士宮市立病院	院長	米村 克彦
11	共立蒲原総合病院	院長	西ヶ谷和之
12	静岡県慢性期医療協会 (新富士病院 院長)	一	川上 正人
13	鷹岡病院	院長	高木 啓
14	富士脳障害研究所附属病院	院長	田村 晃 (～H28.7) 谷島 健生 (H28.8～)
15	全国健康保険協会静岡支部	支部長	長野 豊
16	健康保険組合連合会静岡連合会 (製紙工業健康保険組合 常務理事)	理事	工藤 英機
17	静岡県老人福祉施設協議会 (介護老人福祉施設などの社 施設長)	企画経営委員長	大塚 芳正
18	富士市	保健部長	青柳 恒子
19	富士宮市	保健福祉部長	杉山 洋之
20	富士保健所	所長	永井しづか

◎ : 議長 ○ : 副議長

平成28年8月現在

## 静岡 地域医療構想調整会議 構成員

	所属団体名等	役 職	氏 名
1	◎ 静岡市静岡医師会	会長	袴田 光治
2	○ 静岡市清水医師会	会長	村上 仁
3	庵原医師会	会長	日野 昌徳
4	静岡市静岡歯科医師会	会長	是永 俊晴
5	静岡市清水歯科医師会	会長	本間 義章
6	静岡市薬剤師会	会長	秋山 欣三
7	清水薬剤師会	会長	柴田 昭
8	静岡県看護協会静岡地区支部	支部長	野中 敦世
9	静岡赤十字病院	院長	磯部 潔
10	静岡済生会総合病院	院長	石山 純三
11	静岡市立静岡病院	院長	宮下 正
12	静岡県立総合病院	院長	田中 一成
13	静岡市立清水病院	院長	藤井 浩治
14	J.A静岡厚生連静岡厚生病院	院長	玉内 登志雄
15	J.A静岡厚生連清水厚生病院	院長	中田 恒
16	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	院長	島田 孝夫
17	静岡県慢性期医療協会 (医療法人社団秀慈会 白萩病院) 静岡県老人保健施設協会 (介護老人保健施設 萩の里)	理事長	萩原 秀男
18	静岡県精神科病院協会 (溝口病院)	院長	溝口 明範
19	静岡県保険者協議会 (全国健康保険協会静岡支部)	企画総務部長	玉川 茂
20	静岡県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム 久能の里)	施設長	前田 万正
21	静岡市保健福祉長寿局	保健衛生医療部長	塩澤 方敏
22	静岡市保健所	所長	加治 正行
23	静岡県中部保健所	所長	木村 雅芳

◎：議長 ○：副議長

平成28年8月現在

## 志太棟原 地域医療構想調整会議 構成員

	所属団体名等	役 職	氏 名
1	○ 焼津市医師会	会長	堀尾 恵三
2	◎ 志太医師会	会長	三輪 誠
3	島田市医師会	会長	藤本 嘉彦
4	棟原医師会	会長	石井 英正
5	棟原歯科医師会	会長	良知 義弘
6	藤枝薬剤師会	会長	鈴木 正章
7	静岡県看護協会志太・棟原地区支部	支部長	神尾 裕美子
8	島田市民病院	病院事業管理者	服部 隆一
9	藤枝市立総合病院	病院事業管理者	毛利 博
10	岡本石井病院	院長	平田 健雄
11	藤枝駿府病院	院長	田中 賢司
12	焼津市立総合病院	病院事業管理者	太田 信隆
13	棟原総合病院	病院事業管理者	森田 信敏
14	全国健康保険協会静岡支部	企画総務グループ長	山西 ゆかり
15	特別養護老人ホーム住吉杉の子園	施設長	鈴木 佐知子
16	島田市	健康福祉部長	横田川 雅敏
17	焼津市	健康福祉部長	小池 厚彦
18	藤枝市	健やか推進局局長	熊谷 直樹
19	牧之原市	健康長寿まちづくり専門監	辻 良典
20	吉田町	健康づくり課長	八木 三千博
21	川根本町	生活健康課長	鳥本 宗幸
22	中部保健所	所長	木村 雅芳

◎：議長 ○：副議長

平成28年8月現在

## 中東遠 地域医療構想調整会議 構成員

	所属団体名等	役 職	氏 名
1	○ 磐田市医師会	会長	本田 仁
2	磐周医師会	会長	石坂恭一
3	◎ 小笠医師会	会長	加藤 進
4	磐周歯科医師会	会長	小椋 剛
5	小笠掛川歯科医師会	会長	藤田雄二
6	磐田薬剤師会	会長	中村良雄
7	小笠袋井薬剤師会	会長	横山 敦
8	静岡県看護協会中東遠地区支部	支部長	市川幸子
9	磐田市立総合病院	事業管理者	北村 宏
10	磐田市立総合病院	病院長	鈴木昌八
11	中東遠総合医療センター	院長	名倉英一
12	市立御前崎総合病院	病院長	大橋弘幸
13	菊川市立総合病院	病院長	村田英之
14	公立森町病院	病院長	中村昌樹
15	袋井市立聖隸袋井市民病院	病院長	宮本恒彦
16	静岡県慢性期医療協会 (掛川北病院)	病院長	野坂健次郎
17	静岡県保険者協議会 (全国健康保険協会静岡支部)	業務部長	柴田克仁
18	静岡県老人保健施設協会 (えいせい掛川介護老人保健施設)	施設長	平沢弘毅
19	磐田市	健康福祉部長	栗倉義弘
20	掛川市	健康福祉部長	深谷富彦
21	袋井市	総合健康センター長	名倉小春
22	御前崎市	市民部長	河原崎悦男
23	菊川市	健康福祉部長	大石芳正
24	森町	保健福祉課長	村松成弘
25	西部保健所	所長	安間 剛

◎：議長 ○：副議長

平成28年8月現在

**西部 地域医療構想調整会議 構成員**

	所属団体名等	役 職	氏 名
1	◎ 浜松市医師会	会長	淹浪 實
2	浜松市浜北医師会	会長	高倉英博
3	浜名医師会	副会長	伊藤 健
4	引佐郡医師会	会長	加賀直実
5	磐周医師会	監事	小澤 靖
6	浜松市歯科医師会	会長	大野守弘
7	浜名歯科医師会	会長	小野田尚仁
8	浜松市薬剤師会	会長	品川彰彦
9	静岡県看護協会西部地区支部	支部長	川口多恵子
10	市立湖西病院	病院長	寺田 肇
11	浜松市国民健康保険佐久間病院	病院長	三枝智宏
12	浜松医療センター	院長	小林隆夫
13	浜松医科大学医学部附属病院	病院長	松山幸弘
14	浜松市リハビリテーション病院	病院長	藤島一郎
15	総合病院聖隸浜松病院	病院長	鳥居裕一
16	総合病院聖隸三方原病院	病院長	荻野和功
17	静岡県慢性期医療協会 (医療法人社団和恵会 湖東病院)	理事長	猿原孝行
18	静岡県保険者協議会(健康保険組合連合会静岡連合会(スズキ健康保険組合))	副会長(常務理事)	鈴木秀則
19	静岡県老人保健施設協会 (医療法人社団一穂会西山エルケア)	理事長	脇 慎治
20	浜松市	健康福祉部長	内藤伸二朗
21	湖西市	健康福祉部長	山本 渉
22	○ 西部保健所	所長	安間 剛

◎ : 議長 ○ : 副議長

平成28年8月現在

## 平成 27 年度病床機能報告の集計結果

### 1 病床機能報告制度の概要（医療法第 30 条の 13）

地域医療構想の推進にあたり、各医療機関が担っている医療機能の現状を把握し、医療機関の自主的な取組を促すため、医療機関がその有する病床（一般病床及び療養病床）の機能区分、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度が施行された。

都道府県は、省令で定めるところにより報告された事項を公表することとされているため、県医療政策課ホームページで公表している。

### 2 平成 27 年度の報告結果（概要）

報告対象となる 149 病院及び 193 診療所、計 342 機関のうち、報告のあった 331 機関を対象として集計。（参考：26 年度 対象機関数：366 機関 うち、報告機関数 321 機関）

なお、「定性的な基準」に基づき、各医療機関が自主的に選択した医療機能を報告したものであることから、同じ医療機能を有していても、各医療機関の捉え方が異なる場合がある。

医療機能	平成 26 年報告：A	平成 27 年報告：B	増減 (C=B-A)
高度急性期	6,005 床	4,936 床	▲1,069 床
急性期	12,055 床	12,815 床	760 床
回復期	2,581 床	3,174 床	593 床
慢性期	9,142 床	9,939 床	797 床
合 計	29,783 床	30,864 床	1,081 床
報告率※	87.7%	96.8%	※報告機関数／対象機関数
参考：許可病床数	34,253 床	34,198 床	

※病床機能報告の病床数は稼働病床ベース

参考：基準病床数

静岡県保健医療計画（平成 27 年 3 月改定）における基準病床数 (療養病床及び一般病床)	28,623 床
---	----------

〈増減の要因〉

医療機能	要因① 増床・稼動等	要因② 廃・休止等	要因③ 2014 未反映等	要因④ 機能変更等	計
高度急性期	18 床	0 床	0 床	▲1,087 床	▲1,069 床
急性期	106 床	▲312 床	238 床	728 床	760 床
回復期	123 床	▲54 床	147 床	377 床	593 床
慢性期	215 床	▲326 床	1,038 床	▲130 床	797 床
合 計	462 床	▲692 床	1,423 床	▲112 床	1,081 床

報告年度	報告対象許可病床数	報告のあった許可病床数	報告のあった稼働病床数
H26	34,253 床	31,731 床	29,866 床
H27	34,198 床	33,503 床	30,985 床



## 構想区域（二次医療圏）の検証

### （概要）

静岡県地域医療構想においては、「構想区域は当面は現行の二次保健医療圏とするが、次期保健医療計画の策定に向けて、医療提供体制の検証・分析など、社会情勢を踏まえて検討していく」とこととしている。

### 1 医療計画作成指針（厚生労働省 H24.3月）で示されている二次医療圏の見直し基準

- ① 人口規模が20万人未満
- ② 流入患者割合が20%未満
- ③ 流出患者割合が20%以上

以上の全てに当てはまる場合、「入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討することが必要である」としている。

### 2 静岡県の平成37年（2025年）推計値

二次医療圏見直しの基準を地域医療構想の推計結果（平成37年）に当てはめると、静岡県は該当無し。

### 3 他県の検討状況

厚生労働省調査によれば、平成28年1月現在、二次医療圏と異なる構想区域の設定予定が4県（福島県、愛知県、三重県、香川県）、検討中が2県（神奈川県、熊本県）。

### 4 二次医療圏の考え方と地域医療構想との関係（厚生労働省資料より）

- ・これまでと同様に、人口規模や患者の受療動向に応じた二次医療圏の設定を基本とすることとしてはどうか。
- ・また、地域医療構想を踏まえて、これから的人口構成の変化を勘案しつつ、二次医療圏と構想区域を一致させることを基本とすることとしてはどうか。

（H28.6.15 厚生労働省「第2回医療計画の見直し等に関する検討会」資料より）

### 5 構想区域（二次医療圏）の検証（案）

- ・地域医療構想調整会議において、関係データ、地域における現状や課題等を踏まえ検証
- ・各地域での協議結果を踏まえ、当事業検討部会において改めて検証を行う。

#### ＜検証の視点＞

静岡県保健医療計画に定める7疾病5事業（※）及び在宅医療ごとの

- ・将来の医療需要、医療機能の分布実態や搬送時間等
- ・整備困難な圏域については、他の圏域との連携等を考慮
- ・地域包括ケアシステムの構築を念頭とした長寿者保健福祉圏域との整合性

※7疾病：がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、肝炎、喘息

※5事業：救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）



**昨年度「地域医療構想策定作業部会」における  
構想区域の設定についての主な意見**

圏域名	主な意見
賀茂	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次医療圏を変えるとなると、大変大きな医療圏となってしまうこと、天城峠等を越えねばならない地形的な問題を考えると、非常に難しい。今の医療圏を保ちながら部分的には垣根を超えた協力が必要。</li> <li>・高度急性期は駿東田方にお願いして、その他はこの圏域で完結していくしかないのではないか。</li> </ul>
熱海伊東	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊豆半島は現状の医療圏では不便なことが生じてくるだろうから、既存の医療圏が前提ではなく、伊豆半島全体をひとつの地域、大きな医療圏と考えるなど、もう少し慎重に考えたほうがいいのかもしれない。</li> <li>・地域の疾病状況や患者の動線の変化もよく分析した上で、県が責任を持ってバランスを取って進めてほしい。</li> </ul>
駿東田方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度急性期・急性期については、賀茂・熱海伊東圏域と駿東田方圏域を一体として考えていくという考え方でもよい。</li> <li>・今まで適切である。</li> <li>・高度急性期、急性期機能に焦点をあてれば、賀茂は単独地域として成立しないかもしれないが、慢性期の焦点をあてれば単独でもよい。</li> </ul>
富士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の二次医療圏とすることに意見なし</li> </ul>
静岡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には現行の二次医療圏を中心に構想区域を設定することで出席委員の了解を得た。</li> <li>・隣接する志太棟原及び富士医療圏が、静岡医療圏に高度な医療を依存している状況がある。</li> </ul>
志太棟原	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般病床の構想区域については、二次医療圏とすることで了承を得た。</li> <li>・現在、精神の身体合併症患者や認知症患者の受入先確保に大変苦労しているので、精神病床の構想区域については検討が必要である。</li> </ul>
中東遠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度急性期について、隣接する医療圏に流れている患者を呼び戻す余力が当該圏域の医療機関にあるか、疾病、医療機能、マンパワー等を考慮しつつ検討する必要がある。</li> </ul>
西部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度急性期までの全ての圏域で含まれる広域での検討が必要。診療科の不足補填も考慮し東・中・西3地域での圏域が妥当。</li> <li>・浜松市天竜区は合併以前は別の医療圏として独立しており、合併後においても交通の利便性はむしろ低下している。生活圏は中心部とは全く異なることに配慮した検討を希望する。</li> </ul>

※平成27年度第3回「地域医療構想策定作業部会」(H27.11.19)資料より抜粋

## 第3章 構想区域

## 第1節 構想区域の基本的考え方

- ・構想区域は、医療法第30条の4第2項第7号に基づく区域であり、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向、医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位とします。
- ・医療機能のうち、高度急性期機能については必ずしも当該構想区域での診療完結を求めませんが、急性期、回復期、慢性期機能は、できるだけ構想区域内で対応することが望ましいとされています。

## 第2節 構想区域の設定

- ・構想区域は、医療計画において二次保健医療圏を基本として救急・周産期等の医療提供体制の整備を進めてきていること等から、当面は現行の二次保健医療圏とします。
- ・なお、次期保健医療計画の策定に向けて、医療提供体制の検証・分析など、社会情勢を踏まえて構想区域の設定を検討していきます。

図3-1 構想区域図

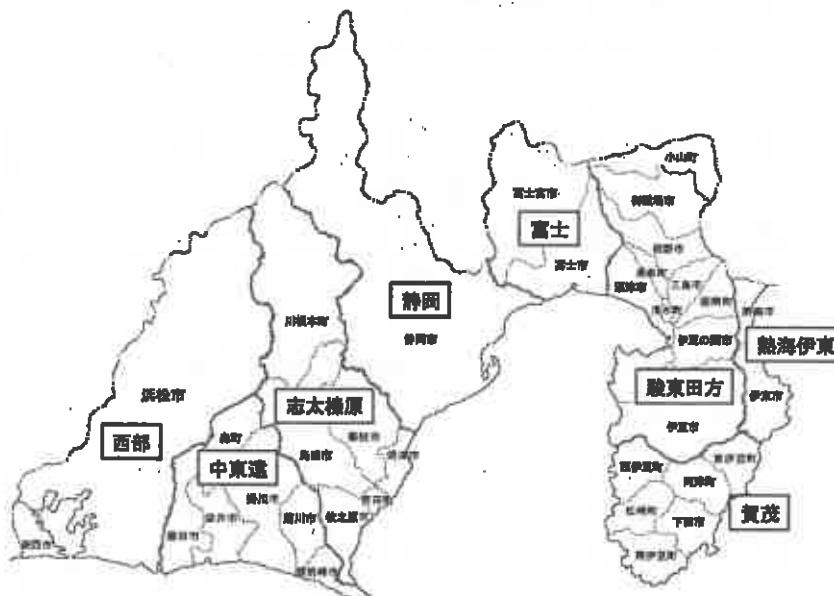


表3-1 構想区域の構成市町、平成37年推計人口及び面積

構想区域	構成市町名	平成37年(2025年) 推計人口(人)	面積 (km <sup>2</sup> )
賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	57,954	585
熱海伊東	熱海市、伊東市	92,272	186
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山村	623,116	1,278
富士	富士宮市、富士市	362,643	634
静岡	静岡市	652,514	1,412
志太桜原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	438,727	1,210
中東遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	442,880	832
西部	浜松市、湖西市	810,227	1,645
合計		3,480,333	7,782

## 都道府県の地域医療構想の策定の進捗状況

(平成28年7月31日現在)

### <構想策定の予定期期>

- 都道府県における地域医療構想の策定予定期期は、
  - ・「平成27年度中に策定済み」が12(26%)
  - ・「平成28年度(7月31日まで)に策定済み」が7(15%)
  - ・「平成28年度半ばの策定予定」が17(36%)
  - ・「平成28年度中の策定予定」が11(23%)となっている

平成28年度中:11府県(23%)

福島、茨城、新潟、富山、長野、  
三重、京都、福岡、長崎、熊本、  
沖縄

平成27年度中:12府県(26%)

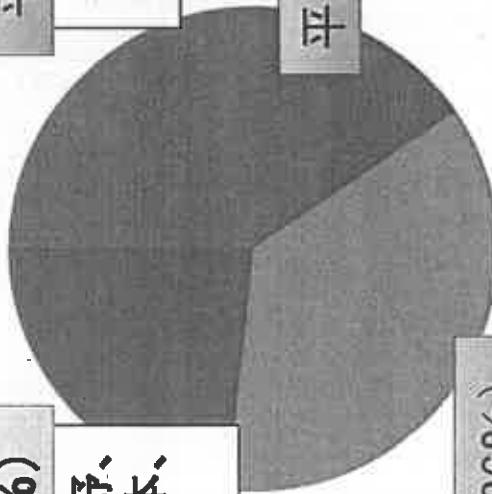
青森、岩手、栃木、千葉、静岡、滋賀、  
大阪、奈良、岡山、広島、愛媛、佐賀

平成28年度(7月31日まで):7県(15%)

東京、福井、山梨、岐阜、和歌山、  
山口、大分

平成28年度半ば:17都道県(36%)

北海道、宮城、秋田、山形、群馬、埼玉、神奈川、石川、愛知、兵庫、  
鳥取、島根、徳島、香川、高知、宮崎、鹿児島



## 療養病床を有する医療機関への訪問調査の状況

### 1 概要

「介護療養病床」及び「医療療養病床（25：1）（診療報酬上の基準で看護人員配置が25対1のもの）」の設置期限が平成29年度末とされており、これまで、国において、「療養病床の在り方等に関する検討会」での議論を経て、社会保障審議会に特別部会を設け、新たな施設類型のあり方等が検討されているところである。

これらの病床を有する県内の医療機関に対して、今後の病床転換等の意向を確認するため訪問調査を実施している。（第1回調査：平成28年7月～8月実施）

### 医療療養病床(20対1、25対1)と介護療養病床の現状

療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護師及び看護補助者の人員配置は、本則上、4対1（診療報酬基準でいう20対1に相当）以上とされているが、同施行規則（附則）に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、6対1（診療報酬基準でいう30対1に相当）以上とされている。

\*医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

		医療療養病床		介護療養病床	
		20対1	25対1	48対1(3人以上)	48対1(3人以上)
人 員	医師	48対1(3人以上)	25対1 (医療法では4対1)	48対1(3人以上)	48対1(3人以上)
	看護師及び准看護師	20対1 (医療法では4対1)	25対1 (医療法では4対1が原則だが、29年度末まで経過的に6対1が認められている)	30対1 (医療法では4対1が原則だが、29年度末まで経過的に6対1が認められている)	30対1 (医療法では4対1が原則だが、29年度末まで経過的に6対1が認められている)
介護職員	-		-	-	6対1
病 床 数	静岡県		静岡県		静岡県
	47病院	3診療所	37病院	5診療所	23病院
	4,109床(※1)	26床	2,929床(※2)	40床	1,912床
財 源	医療保険		医療保険		介護保険

\*1 療養病床入院基本料1を算定する病院(H28年3月末現在の厚生局への施設基準届出状況)

\*2 経過措置適用病院のうち、療養病床入院基本料2を算定する病院(H28年3月末現在の厚生局への施設基準届出状況)

#### 【新たな選択肢の整理案】

- 現行の介護療養病床・医療療養病床(25：1)が提供している機能を担う選択肢として考えられる【新たな選択肢】
  - ①医療を内包した施設類型
  - ②医療を外から提供する「住まい」と医療機関の併設類型
- 療養病床を有する個々の医療機関の選択肢としては、上記、新たな類型への移行のほか、以下の対応が考えられる。
  - ・医療療養病床(20：1)への移行
  - ・介護老人保健施設、有料老人ホームなど既存類型への移行
  - ・複数の類型と組み合わせて移行 など

<療養病床の在り方検討会(第7回資料)より抜粋>



## 地域医療介護総合確保基金

### 1 基金概要

#### (1) 趣旨

- ・ 団塊の世代が75歳以上となる2025年には、医療や介護を必要とする人がますます増加することから、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題である。
- ・ このため、消費税增收分を活用した新たな財政支援制度として「地域医療介護総合確保基金」を創設し、都道府県に設置された。（平成26年度）

#### (2) 基金の概要

区分		内 容	
名称		静岡県地域医療介護総合確保基金	
充当対象事業		①地域における医療提供体制の再構築のための事業（H26～） ②在宅医療の推進のための事業（H26～） ③介護施設等の整備（H27～） ④医療従事者の確保・養成のための事業（H26～） ⑤介護従事者の確保・養成のための事業（H27～）	
基金の規模	26年度	全国	904億円
		本県	31.7億円（医療分のみ）
	27年度	全国	1,628億円（医療：904億円、介護：724億円）
		本県	44.4億円（うち、医療：28.8億円、うち、介護：15.6億円）
	27年度 国補正賦課	全国	1,561億円（介護分のみ）
		本県	39.01億円（介護分のみ）
28年度	全国	1,628億円（医療：904億円、介護：724億円）	
	本県	43.8億円（うち、医療：25.8億円、うち、介護：18.0億円）	
負担割合		国2／3 都道府県1／3（法定負担率）	

### 3 平成28年度県予算

(単位：千円)

区分	H27		H28	
	県当初予算	交付決定額	県当初予算	内示額
I : 地域における医療提供体制の再構築	888,000	1,067,756	767,400	767,400
II : 在宅医療の推進	350,887	259,484	286,561	386,561
IV : 医療従事者の確保・養成	2,078,709	1,554,380	1,319,472	1,427,303
小計（医療分）	3,317,596	2,881,620	2,373,433	2,581,264
III : 介護施設等の整備	1,303,740	1,337,715	2,235,100	1,604,156
V : 介護従事者の確保・養成	203,063	226,257	272,568	195,572
小計（介護分）	1,506,803	1,563,972	2,507,668	1,799,728
合計（医療分+介護分）	4,824,399	4,445,592	4,881,101	4,380,992

※H27 交付決定額には国補正分（介護分：3,900,850千円／施設整備：3,529,850、従事者の確保養成：371,000）を含まず

※H28 介護分の県当初予算と国内示額の差額については、上記国補正分の一部を活用して事業実施

## 4 平成 26 年度執行状況

(単位 : 千円)

区 分	A:交付決定額	B : 執行額	差引き(A-B)
①地域における医療提供体制の再構築	1,179,480	323,286	856,194
②在宅医療の推進	277,800	89,223	188,577
③医療従事者の確保・養成	1,712,720	1,374,307	338,413
合計 (医療分のみ)	3,170,000	1,786,816	1,383,184

・事業開始時期が 1 月以降となり、事業期間が短かったこと等から多額の執行残額が生じた。

## 5 平成 27 年度執行状況

(単位 : 千円)

区 分	A:交付決定額	B : 執行額	差引き(A-B)
①地域における医療提供体制の再構築	1,067,756	293,584	774,172
②在宅医療の推進	259,484	134,784	124,700
③医療従事者の確保・養成	1,554,380	1,532,595	21,785
小計 (医療分)	2,881,620	1,960,963	920,657
④介護施設等の整備	1,337,715	935,942	401,773
⑤介護従事者の確保・養成	226,257	186,088	40,169
小計 (介護分)	1,563,972	1,122,030	441,942
合計 (医療分+介護分)	4,445,592	3,082,993	1,362,599

※医療分は全て国当初予算分である。「②在宅医療の推進」の執行額については、上表の額のほか 26 年度基金残額(26 計画分)を 27 年度に 5,759 千円執行している。

上表以外に、介護分(③: 介護施設等の整備及び⑤: 介護従事者の確保・養成)については、平成 27 年度国補正予算対応分として、39 億円余の交付決定を受けている。

&lt;国補正予算対応に係る交付決定額(介護分)&gt;

③介護施設等の整備	3,529,850	合計	3,900,850
⑤介護従事者の確保・養成	371,000		

※いずれも、平成 27 年度の執行実績はなし

区分	事業概要
区分Ⅰ	地域医療機関の連携に向けた医療機関の整備又は設備の整備に関する事業
区分Ⅱ	居宅等における医療の提供に関する事業
区分Ⅳ	医療従事者の確保・養成に関する事業
医療分小計	
区分Ⅲ	介護施設の整備に関する事業
区分Ⅴ	介護従事者の確保・養成に関する事業
介護分小計	
合計	— 3,088,752 4,881,101

区分	事業名	メニュー名	平成26年度 年度概要	26年度 実績 実績 千円	27年度 実績 実績 千円	信寄
I 1 機能分化促進事業助成	—	・地域包括ケア病床への転換を行う病院の施設設備改修に対し助成（4病院・へき地沿岸部1ヶ所）	83,875	63,240	219,000	
I 2 がん医療均一化推進事業費助成	—	・医療機器等の整備（リニアック・化学療法室、緩和ケア機器 計5病院）ほか 内がん登録研究会(3箇所)ほか	236,431	206,769	378,000	
I 5 地域医療連携推進事業費助成	—	・研修システム「ふじのくにねっと」の導入・運用に対する支援 病院：2箇所、データセンター：1箇所	—	—	40,000	H28新規
II 7 地域在宅医療連携体制整備事業費助成	—	・28事業完了	8,766	—	—	H26終了
II 小計	—	—	4,139	13,004	39,649	
II 20 在宅医療連携事業	訪問診察歩行促進事業	・訪問診察歩行促進（指導員配置：10箇所）	—	4,754	29,295	
II 在宅医療連携センター運営事業	—	・在宅医療連携センター運営（協議会設置、研修開催、普及啓発）	4,139	8,250	10,354	
I 4 在宅医療・介護連携情報システム運営事業	—	・在宅診療患者、介護サービス利用者が必要とする医師・介護機関の空き状況等 の情報を共有するためのシステムを構築・運用	—	—	55,400	H28新規
II 13 化訪問看護連携事業費	—	・訪問看護施設を対象とした各種研修への助成 訪問看護施設運営者にに対する助成	11,941	31,798	29,400	
II 14 介護保険連携施設整備事業費助成	訪問看護ステーション設置促進	・訪問看護ステーション設置促進 H23：25箇所予定	7,600	19,932	43,400	
II 小計	—	—	47,364	47,231	117,300	
II 8 在宅高齢医療連携体制整備事業費助成	在宅高齢医療連携事業	・実施訓練に関する情報提供、研修実施 ほか	4,637	14,750	12,595	
II 在宅高齢医療連携体制整備事業	在宅高齢医療連携体制整備事業	・在宅高齢医療連携体制整備補助（100箇所）	42,683	29,157	98,790	
II 特殊高齢医療連携措置事業	特殊高齢医療連携措置事業	・認知症患者等の外来患者診療の実地研修（20回×2箇所）	59	3,324	5,975	

区分	事業名	メニュー	平成28年度 基本取扱 料金	26年度 実績	27年度 実績	28年度計画 予算	備考
IV	在宅医療の充実・強化	小計			2,700	2,700	2,700
IV 47	在宅医療体制整備事業費助成	がん医療料制度対応事業 糖尿病対策医療料制度	・がん医療料制度に係る口腔機能管理対応研修（4回） ・糖尿病対策医療料制度に係る医療従事者向け研修（3回）	1,800	1,800	1,800	
IV		小計		900	900	900	
II		医療介護一体改革総合事業 住宅緩和ケア医療費交付制度 地域包括ケア医療費支拂 訪問系別看護指導事業費支拂 在宅医療・介護連携相談員 (コードナーラ)育成	・医療介護一体改革総合事業 ・医療園医者を対象とした研修、県民への啓発等 ・東京、東利府ほか関係者の協議会 ・医療料等の規格統一、併給体制についての協議会 ・保健師等を対象とした地域包括ケアに係る研修開催 ・高齢師の起床体操学習プログラム研修 ・医療介護連携者の連携を図り・支援する相談員の研修等	4,897	11,733	16,600	
II		小計		968	5,810	8,144	
II		小計		256	256	256	
II 9	医療介護による多職種連携体制推進事業費	医療材料代込み割賦 地元包括ケア体制構築促進 訪問系別看護指導事業費支拂 在宅医療・介護連携相談員 (コードナーラ)育成	・医療料等の規格統一、併給体制についての協議会 ・保健師等を対象とした地域包括ケアに係る研修開催 ・高齢師の起床体操学習プログラム研修 ・医療介護連携者の連携を図り・支援する相談員の研修等	167	2,181	1,400	
II		小計		498	801	2,050	
II		小計		3,000	2,690	2,690	
II		小計		—	—	1,060	H28新規
IV	IV 48 医療介護による多職種連携体制推進事業費	医療安全事故防止対策研修 総合診療専門医育成基盤整備 モデル事業	・医療施設間連携を対象とした研修としていた研修開催（2回） ・医療安全管理シンポジウム（3回）	4,134	5,000	5,000	
IV		小計		22	22	0	H27終了
II 19	地域包括ケアシステム広域モデル整備事業費	地域包括ケア推進ネットワーク 等事業	・H27年9月補正：終了「霞がさモデルの検討、作成、生活支援体制の検査支援、検 合事業の実験支援」 ・ネットワーク会議、トップセミナー	—	—	1,005	—
II 21	地域包括ケア推進事業費	地域包括ケア推進ネットワーク 等事業	・地域包括ケアシステムの検討、作成、生活支援体制の検査支援、検 合事業の実験支援	—	—	610	
II		小計		0	952	6,868	
II 10	精神等対策推進事業費	精神指定医研修会 災害時の精神患者支援連携体制 整備	・精神指定医研修会 ・災害時の精神患者支援のための協議会の開催（精神医療支援・協力病院、医師 会、各市保健所等による） ・精神患者を介護する家庭等の負担緩和（寄付金防災貯蓄、学校における訪問講 話）	0	166	5,500	
II		小計		1,520	2,422	15,000	
II 11	精神患者介護家族リフレッシュ事業費助成	精神介護相談・支援センター運営事業費	・精神介護相談・支援センター相談事業： 精神患者の在宅療養支援	—	1,612	1,279	
II		小計		—	1,612	1,279	
II 13	精神患者ほかの在宅療養支援	精神障害者地域移行支援事業費 がん総合対策推進事業費	・地域文部省が精神科病院等からの依頼で行う精神障害者家庭への訪問に対する支援 ・地域生活に困窮している精神障害者家庭への訪問に対する支援 ・在宅ターミナルケア研修（3日間） ・地域情報交換会（県内8箇所×3回）	144	630	10,255	
II		小計		1,853	3,000	3,000	
II 12				—	—	0	H27終了
II 15							

区分	事業名	メニュー名	平成25年度 総事業費	25年度	27年度	28年度予算	備考
			実績	実績	予算	予算	
IV 15	在宅医療心身疾患型(若) 医療支援人材養成事業費	「高齢の障害者(者) の在宅医療支援体制(高齢健歩・専門照護)(8箇域で開催)」	—	—	—	8,000	H28新規
II 16	認知症総合対策性支援事業費	認知症ケア連携休制整備事業	・認知症ケア連携休制整備事業 法人	1,109	7,200	4,200	—
IV	小計			3,414	5,666	7,200	—
IV	基幹研修院研究修業費	・精神科診療への研修費助成(対象:3割院)	—	—	—	—	—
IV	女性医師等就労支援	・女性医師の離職防止・再就業支援(セミナー開催、HPによる情報発信)	1,300	2,500	2,500	—	—
IV 23	べき地域療養医療支援促進	・看護職員等の離職対策支援(看護休暇事業等:4箇院)	275	390	800	—	—
IV	医療看護師作業実務精査会費	・定期的な生涯教育システム(研修テーマの系統化等)の整備(研修会4回)	1,815	2,420	2,420	—	—
IV	育休補償費	・指導医手当の創設を通じた派遣医者による優秀な指導医確保。(8病院×5人)	—	2,762	12,000	—	—
IV	小計			702,963	728,118	229,062	—
IV 24	指導医離職支援事業費助成	・地域医療支援センター事業	51,187	18,036	166,662	—	—
IV	ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費	・地域医療支援センターの運営(情報発信、研修会向上、キャリア形成支援等)	—	651,716	710,082	62,400	一般分は県境対応H29~
IV 25	県立病院医師派遣事業費	・医学修学資金貸与事業(基金対応分)	18,256	22,511	32,895	—	—
IV	地域家庭医学者育成事業費	・地域家庭医学者育成事業(医療科学大学)の設置	—	—	30,000	地域医療再生基金から賃貸	—
IV 26	児童精神医学府附属施設整備事業費	・児童精神医学府附属施設(浜松医科大学)の設置	—	—	—	30,000	地域医療再生基金から賃貸
IV 53	地域家庭医学者育成支援事業費	—	—	—	—	—	—
IV 54	児童精神医学府附属施設整備事業費	—	—	—	—	—	—
IV	小計			103,820	114,380	128,230	—
IV	看護職員確保奨励事業費	・ナースセンタ一事業	59,341	69,836	75,677	—	—
IV	新人看護員研修	・新入看護員研修を実施する都道への助成等	44,479	44,544	52,523	—	—
IV 30	看護職員確保奨励事業費	・ナースバンク事業(連携協定化・異動防止・育成奨励支援)	—	—	—	—	—
IV	看護職員養成所運営費助成	・就職指導者研修会の開催等	—	—	—	—	—
IV 31	看護職員養成所運営費助成	・新入看護員研修セントラル講習会への運営費助成	44,479	44,544	52,523	—	—
IV 32	看護職員修学資金貸付金	・看護師養成所9講座への運営費助成	130,560	137,853	154,854	—	—
IV 43	看護の質向上促進研修事業費	・看護師養成所に在学する学生に対する修学資金貸付152人(制度:80人、金額:72人)	—	66,440	79,000	—	—
IV 44	看護師特定行為研修選抜事業費	・中小病院等の看護職員研修、看護の質向上(委託…24回:6回×4地区)	—	4,957	5,000	—	—
IV 52	東部看護学校看品整備事業費	・看護師の特定行為に係る研修選抜の一部助成対象…看護及び訪問看護ステーション	—	—	7,700	H28新規	—
IV 41	東部看護学校看品整備事業費	・東部看護学校の器材(機器等)の計画的な整備	—	9,891	9,000	—	—
IV 33	医療施設等整備事業費助成	—	6,935	—	—	—	—

区分	事業名	メニュー名	平成26年度 年次予算額		26年度 27年度 実績 等額		28年度当初 予算	備考
			26年度	27年度	実績	等額		
IV-34	病院内保育所運営費助成	-	・県内保育所の運営費を支援 (45施設)	-	180,524	158,664	207,291	
IV-35	看護師等の勤務環境改善	-	・看護職員のためのナースステーション等の新築(1施設)	-	0	-	1,218	
IV	小計	-			1,019	708	0	休止
IV-36	看護職員就労環境改善事業費	-	看護補助者活用促進	-	0	0	-	休止
IV	小計	-			1,019	708	0	休止
IV-37	医療助産環境改修支援センター事業費	-	・医療施設における支拂センターの運営 ・助産師が医療計画室で研修開催 (県内3箇所)	-	1,257	1,886	4,500	
IV-42	医療受本者養成所施設・設備整備事業費助成	-	・医療受本者養成所の施設・設備整備に対する助成 立候予定…設施：4箇所、施設立候は該当なし	-	-	3,624	3,559	
IV-45	病院内保育所施設整備事業費助成	-	・病院内保育所を新設する医療機関に対する助成 施設・設備とも1箇所	-	-	500	2,528	
I-3	三科医療施設等整備事業費助成	-	・新たに分娩取扱施設を開業する者に援助する市町に対して助成 (県内3箇所)	-	-	23,575	75,000	
IV	小計	-			60,156	74,507	100,000	
IV	産科医療確保	-	・産科及び助産師の分娩手当に対する助成 市長切開を行った産科医の算入手当に対する助成	-	59,496	71,830	97,388	
IV-23	産科医療確保事業費	-	・県民向け啓発、相談会開催等	-	-	2,067	1,452	
IV	新生児医療担当医報酬保支援	-	・新生児医療担当医の手当に対する助成	-	650	610	960	
IV	産科医等育成支援	-	・産科の分娩助産修習医の手当に対する助成等	-	0	0	200	
IV	小計	-			-	0	31,000	
IV-51	周産期医療対策事業費助成	-	・助産師育成向上事業 ・助産師育成向上研修 (1回：250人程度)	-	-	-	1,000	地域医療再生 基金から賄給
IV	小計	-	・地域周産期医療学習研究班 (延岡医科学大学) の設置	-	-	-	30,000	地域医療再生 基金から賄給
IV-29	小児救命救急センター運営事業費等助成	-	・小児救命医療対応本部運営会議に会合 (月2回～)	-	6,306	6,306	-	専門扶合
IV-36	小児急救医療体制整備事業費助成	-	・小児救命医療や支援を行う市町に対して助成 (8市)	-	83,646	84,002	108,287	
IV-39	小児急救電話相談事業費	-	・小児急救電話相談 (年800回) の設置 ・回数(8時～18時：1日25回、19時～23時：3回毎、その他の時間帯：2回毎)	-	41,620	62,196	90,000	H28～ 一般財源交付
IV-27	医療介護総合保健推進推進事業費	-	・地域医療協議会等の開催 (回数等) ・地域医療協議会の設立の支援に向けた調査者派遣 (調査会議)	-	2,980	11,612	-	H28新規
IV-6	新生児高覚察度体制整備事業費助成	-	・新生児スクリーニング検査装置導入費用受け入れ制度の実施	-	-	-	10,400	
IV-40	精神科救急医療対策事業費	-	・平日の精神保健指定医院置き換え及び増量入院受け入れ制度の実施	-	-	4,511	4,688	
IV-46	乗用車導入事業費助成	-	・高齢者転倒支援プログラムを実施する精神疾患相談会に対する助成	-	-	3,006	4,500	

区分	事業名	メニュー名	平成28年度 勘定収支額	26年度 実績	27年度 実績	当年度計画 予算	備考
IV 49	静岡DMAT体制強化推進事業費	—	・DMAT訓練実施研修（1回：2日間） ・DMATロジスティック研修（2回：1日間）	—	—	—	H28新規
III 22	介護保険制度整備事業費助成	介護付就寝療養事業	・専別養護老人ホーム差額への助成（12か所） ・認知症アート・通学への助成（6か所）ほか ・在住入村参入促進事業（学校訪問セミナー） ・就学・進学フェアほか	—	935,942	2,235,100	
V 56	福祉人材確保対策事業費	—	・地域的な定年後職業継続活動立モデル事業 ・市町村半数職業継続事業費助成金ほか	—	101,964	75,005	
V 57	成年後見推進事業費	—	・長寿者いきいき促進事業費	—	2,890	11,900	
V 58	長寿者いきいき促進事業費	—	・長寿者リーダー育成	—	7,978	7,000	
V 59	地域包括ケア推進事業費	—	・地対屋守りサポート事業（公営住宅等） ・生活支援コーディネーター養成事業ほか	—	11,556	10,390	
V 60	介護のしごと魅力向上応援事業費	—	・介護の未来ナビゲーター事業 ・介護の魅力発信事業（ケアフェスティ）ほか	—	40,616	45,887	
V 61	介護事業所キャリアバス制度導入促進事業費	—	・元気な介護職場づくり応援事業 ・キャリアパス制度導入サポート推進事業（訪問相談）ほか	—	5,196	12,900	
V 62	外国人介護福祉士候補者支援事業費	—	・外国人介護福祉士候補者受入施設の研修担当者向け研修 ・外国人介護福祉士候補者日本語学習支援	—	3,963	5,000	
V 63	介護予防旗幟推進事業費	地域ケア会議等活動支援事業	・地域ケア会議に對して助言を行う専門隊の派遣を支援	—	769	1,000	
V 64	介護サービス向上推進事業費	訪問介護員質質向上事業	・訪問介護員の質質向上ための研修を実施	—	2,280	3,245	
V 65	認知症総合対策推進事業費	認知症初期集中支援チーム、真研修ほか	—	—	—	12,841	
V 66	認知症地域支援事業費	認知症サポート医療成研修ほか	—	4,602	3,920		
V	認知症介護実践者等養成事業	認知症介護実践研究ほか	—	—	1,865	3,369	
V 68	社会活動が活躍するいきいき長寿社会づくり事業費	・社会活動の社会参加促進、「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち「生き抜く」による支援の組い手育成支援	—	—	—	8,000	
V 67	介護保険制度施行運営費	・より良い高齢者ケア普及促進事業 ・介護サービスの質確保をテーマに懇親会、セミナーを開催 ・介護支援専門員の資質向上及び市町の指導能力向上を支援	—	—	—	1,300	
V 72	介護人材育成事業費	・介護の質格を伴たない者を雇用し、研修等により介護施設での勤務を促進	—	—	—	77,000	
V 69	障害者地域生活支援事業費	(規約障害者用宅介護員初任者研修課程)の企画・運営 ・専門介護職員初任者研修課程	—	—	—	1,800	